

○ふじみ野市空家等対策の推進に関する条例

平成28年12月22日

条例第36号

ふじみ野市空き家等の適正管理に関する条例（平成22年ふじみ野市条例第38号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の発生の予防、適切な管理の促進及び活用について、必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的に推進し、もって安全かつ安心な地域住民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 空家等の跡地 除却した空家等に係る跡地をいう。ただし、当該土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。
- (4) 空家等の所有者等 空家等又は空家等の跡地を所有し、又は管理する者をいう。
- (5) 事業者 市内で不動産業、建設業その他の空家等又は空家等の跡地の活用に関連する事業を営む者をいう。
- (6) 市民 市内に住所を有し、又は滞在する者及び市内で就労又は就学する者をいう。
- (7) 建築物の所有者等 市内に所在する建築物を所有し、又は管理する者（空家等の所有者等を除く。）をいう。

（空家等の所有者等の責務）

第3条 空家等の所有者等は、空家等及び空家等の跡地の適切な管理を行うとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、市が実施する空家等及び空家等の跡地の活用に関する施策に協力するとともに、空家等及び空家等の跡地の活用及び流通の促進に努めなければならない。

（特定空家等の情報提供）

第6条 市民は、特定空家等があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するように努めなければならない。

(空家等の発生の予防)

第7条 建築物の所有者等は、当該建築物が空家等にならないよう、その有効活用に努めなければならない。

2 建築物の所有者等は、当該建築物の老朽化その他の原因により将来において特定空家等となるおそれがあるときは、当該建築物の改修、除却その他必要な措置を講じ、特定空家等の発生の予防に努めなければならない。

(空家等対策計画の策定)

第8条 市は、法第6条第1項の規定により、ふじみ野市空家等対策計画を定めるものとする。

(協議会の設置等)

第9条 市は、法第7条第1項の規定により、ふじみ野市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員12人以内で組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 協議会の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第10条 市は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるものとする。

(空家等の適切な管理の促進)

第11条 市は、空家等の所有者等による当該空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第12条 市は、空家等及び空家等の跡地に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるものとする。

2 空家等の所有者等は、その所有する空家等及び空家等の跡地を自ら利用する見込みがないときは、賃貸、譲渡その他これらを活用するための取組を行うよう努めなければならない。

(特定空家等に対する措置)

第13条 市長は、法第14条第3項の措置を命じるときは、あらかじめ協議会

の意見を聴くものとする。

(緊急安全措置)

第14条 市長は、特定空家等の状態に起因して、人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、これを回避するため必要な最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

2 緊急安全措置を講ずる場合で、当該特定空家等の敷地内に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該特定空家等の所有者等から徴収することができる。

(その他)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(ふじみ野市空き地の環境保全に関する条例の一部改正)

2 ふじみ野市空き地の環境保全に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第117号）の一部を次のように改正する。